

追加の規制改革事項について

平成26年10月10日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

臨時国会への法案提出に向けて最終調整の段階だが、岩盤規制打破、成長戦略推進の観点から、特に以下の項目は重要であり、法案提出までの間にもう一段の前進（法案への追加、あるいはこれが困難な場合は明確な検討期限の設定など）が必要である。

1、農業改革の更なる前進

「地方創生」を推進するうえで、農業改革の更なる前進は不可欠である。

企業による農地所有（農業生産法人の出資・事業要件）に関して、国家戦略特区において、企業による農地取得後の耕作放棄や産廃施設化に係る対策を的確に講じることを前提に、特例措置の導入を早急に検討すべきである。

2、待機児童の解消

「女性の活躍推進」を実現するうえで、「待機児童の解消」は安倍内閣の政策目標だが、保育士確保の見通しはいまだ不透明である。

早急な対策を要する国家戦略特区内の地域で、保育士の最低配置基準の見直しを検討するとともに、自ら主導して2回目の保育士試験を行う自治体が創設する「地域（都道府県）限定保育士」（仮称）について早急に具体化すべきである。

3、労働市場の流動性拡大

「成長分野への労働移動の円滑化」は、今後の成長戦略の進化に向けて残された最重要課題のひとつである。

労働市場の流動性拡大、特に大企業や国・自治体からスタートアップ企業への人材移動の拡大・円滑化のため、特区内に「人材流動化センター(仮称)」の設置、公務員の移動などに係る必要な制度改革などを早急に具体化すべきである。

併せて、空港コンセッション等に際しての官から民への円滑な人材移動に関しても、必要な措置を講ずべきである。

4、外国での弁護士資格取得者の国内活動推進

今回の追加規制改革項目では、外国人家事支援人材、外国人創業人材などに係る措置が盛り込まれる方向だが、グローバルなビジネスニーズに応える観点では、外国人の専門職、とりわけ従来から懸案とされている外国弁護士の国内活動推進も重要である。

外国法事務弁護士の登録に必要な実務経験に係る特例、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となる法人制度導入などの方策を検討すべきである。